

医療法人事業報告書等届

令和8年 7 月 22 日

静岡県知事 鈴木康友 様

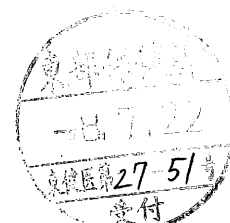
医療法人の名称 医療法人社団静岡康心会
主たる事務所の所在地 静岡県沼津市市道町8番6号
代表者の氏名 理事長 大屋敷英志枝

⑨

令和7年度 の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団静岡康心会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 静岡県沼津市市道町8番6号

(3) 設立認可年月日 昭和33年9月1日

(4) 設立登記年月日 昭和33年9月12日

(5) 役員

	氏 名	備 考
理 事 長	大屋敷英志枝	
理 事	熊谷幸男	
同	大屋敷万美	
同	山本善治	
同	加藤政利	ふれあい沼津ホスピタル病院管理者
同	生田勝之	ふれあい沼津クリニック管理者
同	小俣一郎	
監 事	金井清吉	弁護士

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	ふれあい沼津 ホスピタル	2211110115	静岡県沼津市市道町8番 6号	精 神 病 床 293床
診療所	ふれあい沼津 クリニック	2211110610	静岡県沼津市下一丁田8 78番地2	—

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
障害福祉サービス事業 （共同生活援助） グループホーム千本 （就労継続支援） ワークステーションふれあい沼津 地域活動支援センター事業 地域生活支援センターふれあい沼津 特定及び一般相談支援事業 地域生活支援センターふれあい沼津	静岡県沼津市常盤3丁目13-1 静岡県沼津市下一丁田897 静岡県沼津市下一丁田897 静岡県沼津市下一丁田897 静岡県沼津市下一丁田897	

(3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

— なし —

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 4月 4日 借入金承認決議
令和 7年 5月19日 役員の任期満了による改選承認決議
令和 7年 5月29日 令和6年度決算・事業報告承認決議
令和 7年 6月30日 借入金承認決議
令和 7年12月 1日 借入金承認決議
令和 8年 3月26日 次年度事業計画案・予算案承認決議

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

— なし —

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

— なし —

(7) そ の 他

— なし —

(様式例2)

※医療法人整理番号

7

法人名 医療法人社団 静岡康心会

所在地 静岡県沼津市市道町8-6

財 産 目 録

(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額 3,988,021,065円/
2. 負 債 額 1,836,622,976円/
3. 純 資 産 額 2,151,398,089円/

(内 訳)

(単位:円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	~1,186,255,997
B 固 定 資 産 (繰延資産を含む)	✓2,801,765,068
C 資 産 合 計 (A+B)	,3,988,021,065 /
D 負 債 合 計	,1,836,622,976 /
E 純 資 産 (C-D)	,2,151,398,089 /

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

医療法人社団静岡康心会

理事長 大屋敷英志枝

様式 3 - 1

法人名 医療法人社団 静岡康心会

※医療法人整理番号

所在地 静岡県沼津市市道町8-6

貸 借 対 照 表

(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,186,256	I 流 動 負 債	216,893
現金及び預金	896,283	支払手形	0
事業未収金	270,111	買掛金	18,970
有価証券	0	短期借入金	30,000
たな卸資産	12,414	未払金	156,542
前渡金	53	未払費用	0
前払費用	0	未払法人税等	71
未収還付法人税等	2,560	未払消費税等	1,989
繰延税金資産	0	繰延税金負債	0
その他の流動資産	4,835	前受金	0
II 固 定 資 産	2,801,766	預り金	8,847
1 有 形 固 定 資 産	2,690,374	前受収益	0
建物	1,473,717	その他引当金	0
構築物	32,586	その他の流動負債	474
医療用器械備品	115	II 固 定 負 債	1,619,730
その他の器械備品	56,902	医療機関債	0
車両及び船舶	3,846	長期借入金	1,606,955
土地	1,119,759	繰延税金負債	0
建設仮勘定	0	その他引当金	0
その他の有形固定資産	3,449	その他の固定負債	12,775
2 無 形 固 定 資 産	4,012	負債合計	1,836,623
借地権	0	純資産の部	
ソフトウェア	2,845	科 目	金 額
その他の無形固定資産	1,167	I 資 本 金	4,718
3 そ の 他 の 資 産	107,380	II 本 支 店 勘 定	0
有価証券	39,905	III 利 益 剰 余 金	2,146,680
長期貸付金	0	別途積立金	280,000
役員等長期貸付金	0	特別積立金	340,000
長期前払費用	47,163	繰越利益剰余金	1,526,680
繰延税金資産	0	III 利 益 剰 余 金	0
その他の固定資産	20,312	その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	2,151,398
資産合計	3,988,021	負債・純資産合計	3,988,021

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団 静岡康心会
所在地 静岡県沼津市市道町8-6

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,861,017
2 事業費用		
(1)事業費	1,946,806	
(2)本部費	0	1,946,806
本来業務事業利益		△ 85,789 /
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益	0	
2 事業費用	0	0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益	0	
2 事業費用	0	0
収益業務事業利益		0
事業利益		△ 85,789
II 事業外収益		
受取利息	2,240	
その他の事業外収益	33,339	35,579 /
III 事業外費用		
支払利息	24,860	
その他の事業外費用	6,001	30,861 /
経常利益		△ 81,071 /
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	0	0
V 特別損失		
固定資産除却損	320	
その他の特別損失	0	320
税引前当期純利益		△ 81,391 /
法人税・住民税及び事業税	141	141
当期純利益		△ 81,532 /

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団静岡康心会

理事長 大屋敷英志枝 殿

私は、医療法人社団静岡康心会の令和7会計年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年 5 月 26 日

医療法人社団静岡康心会

監事 金井清吉

